

令和2年4月20日

税理士法人アグス 平岸事務所

## 【緊急事態宣言に伴う事務所の対応について 第1弾】

全国に緊急事態宣言が発出され、特に北海道は特定警戒都道府県に指定されたことを受け、当事務所として次の通り対応策を実施することとしましたので、感染拡大防止のため職員全員が確実に取組むようお願いいたします。

### 【1】対策実施期間

令和2年4月21日(火)～令和2年5月6日(水)

但し、緊急事態宣言の延長の場合は、対策延長の場合もあり。

### 【2】具体的な対応策

#### ① 時差出勤

公共交通機関で出勤の者は、出勤時間を10時～18時も可能とする。

その場合は、出勤簿への記載を厳格にする。(パートさんは交替制)

#### ② 所内での働き方について

2Fの他に、ネットを必要としない業務については3Fを活用し、密集を避ける。

#### ③ 関与先への訪問

関与先への訪問は原則禁止とする。

関与先への訪問はしませんが、巡回監査を行わないということではありません。短時間の訪問で書類を預かる、メール又は郵送・宅配等で書類を受け取る、自計化の関与先にはTISCやリモートを活用するなどしてください。(関与先に応じて対応を考

慮する) 訪問をしないため証憑書類の突合が実施できないこともあるかと思いますが、その場合は次回の訪問時に行ってください。

④ 決算について

現在、法人税等の申告期限について延長が認められていますが、原則として通常通りの決算業務の完了を目指します。事務所として極力業務の先送りはしません。

2月決算法人については、4月27日(月)までに会長署名完了とします。

決算書類への署名・押印は税額報告書及び税務代理権限書の2種類とし、郵送・FAX・メール等を活用してください。

(今後は税務代理権限書にも押印をお願いします)

⑤ その他

5月1日の会議は中止とします。

来客はできるだけ避け、やむを得ない場合は短時間でお願いします。

会長への連絡事項はメールで完結できるものはメールを活用する。